

# 富谷市民図書館整備 基本構想

平成 29 年度

## 目次

|                                         |    |
|-----------------------------------------|----|
| はじめに .....                              | 1  |
| 1. 富谷市内の図書館環境－現状、課題、連携 .....            | 2  |
| (1) 公民館図書室の現状と課題 .....                  | 2  |
| (2) 富谷市立小学校、中学校の現状と課題 .....             | 4  |
| (3) 宮城県富谷高等学校との連携.....                  | 4  |
| (4) 宮城県図書館との連携 .....                    | 4  |
| 2. (仮称) 富谷市民図書館の理念、基本指針、名称.....         | 5  |
| (1) 理念 .....                            | 5  |
| (2) 基本指針 .....                          | 5  |
| (3) 名称 .....                            | 6  |
| 3. 施設づくりの方向性 .....                      | 7  |
| (1) (仮称) 富谷市民図書館開設準備室の設置 .....          | 7  |
| (2) センター館（中心館）の設置.....                  | 7  |
| (3) 公民館図書室の分館化と特徴を持たせた整備（リノベーション） ..... | 8  |
| (4) 各館の相互連携のあり方.....                    | 9  |
| (5) 学校や施設との連携・ネットワークの形成 .....           | 9  |
| (6) 黒川郡内の図書館類似施設との連携.....               | 10 |
| (7) 宮城県内での図書館との連携－宮城県図書館との連携を中心に.....   | 10 |
| (8) (仮称) 富谷市民図書館基金の設立 .....             | 10 |
| 4. 理念を実現させる機能とサービス .....                | 11 |
| (1) ひと : 利用者.....                       | 11 |
| (2) ひと : 職員 .....                       | 11 |
| (3) もの : 施設 .....                       | 12 |
| (4) もの : 資料 .....                       | 12 |
| (5) こと : 活動.....                        | 13 |

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| (6) こと：市民協働.....               | 15 |
| 5. 開館までの整備の手法とスケジュール .....     | 16 |
| (1) 開館準備室立ち上げ.....             | 16 |
| (2) 計画から設計までのシームレスな進行 .....    | 16 |
| (3) スケジュール .....               | 16 |
| 【資料編】 図書館運営に関する法令等.....        | 17 |
| (1) 社会教育法.....                 | 17 |
| (2) 図書館法 .....                 | 23 |
| (3) 図書館法施行令.....               | 26 |
| (4) 図書館の設置及び運営上の望ましい基準.....    | 27 |
| (5) 子どもの読書活動の推進に関する法律 .....    | 36 |
| (6) 文字・活字文化振興法 .....           | 37 |
| 【資料編】 日本図書館協会による宣言・倫理綱領等 ..... | 40 |
| (1) 図書館の自由に関する宣言 .....         | 40 |
| (2) 図書館員の倫理綱領.....             | 42 |
| (3) 公立図書館の任務と目標.....           | 46 |

## はじめに

平成28(2016)年10月10日に富谷町から市制移行した富谷市は、「住みたくなるまち日本一」をまちづくり将来像に掲げています。それを実現するため「活かす」「動く」「育む」「つなぐ」「守る」「誇る」という6つの基本理念のもと、産業振興、教育や福祉の充実、住民協働等を柱とした基本方針を推進しています。

また、富谷市は平成29(2017)年8月に出された「富谷市総合計画」の中で、あらゆる世代が生きがいを感じて暮らせるまちを創るために、市民からニーズの声が高く上がっている図書館整備計画の策定と促進に努めることを掲げています。

図書館は、年齢や経済的状况等を問わず、すべての人が学び、情報を得ることで、自身の可能性を高め、新たな知的創造を生むことのできる生涯学習施設です。また、図書館での活動を通じて同じ関心を持った人たちが集うことで、市民間交流を生み出す拠点となります。医療福祉や産業振興等の地域情報拠点として、市民の暮らしはもちろん、富谷市にオフィスを置く企業や事業家のビジネスを継続的に支える施設ともなり得ます。

そしてこの施設づくりは、市役所が単独で進めるのではなく、富谷市在住、在学、在勤の皆さんや将来富谷市で暮らしたいと考えている皆さんと協働で進めていきます。施設のオーナー(所有者)は、市民の皆さんです。所有者意識(オーナー意識)を持つ皆さんと、生きがいを感じて暮らしていくために、あるべき富谷市の図書館について一緒に考え、整備していきます。

本構想は、こうした観点に立ち、(仮称)富谷市民図書館が公共空間として整備され、機能するための基本となる機能とサービスを示しています。

## 第2章 あらゆる世代が生きがいを感じて暮らせるまちを創ります

### 2-1 生涯学習

#### ■ 施策目標

生涯にわたって創造性や個性が活きるまちづくり

#### ■ 施策方針

- ・ 市民の創造性や心豊かな人間性を育むための生涯教育環境の整備に努めていきます。
- ・ あらゆる世代の多様なニーズに的確に応じた学習機会を充実していきます。

#### ■ 施策内容

##### 1. 生涯学習活動拠点の整備

- ・ すべての市民が親しみやすく使いやすく、そして自らが学ぶことで、「いきがい」や「心の豊かさ」を得る生涯学習の拠点として、また、関係機関との連携やITを活用した地域情報の拠点としての市立図書館の整備を進めるため、(仮称)富谷市図書館整備基本方針の策定を図り、整備促進に努めます。
- ・ 生涯学習の拠点施設である公民館施設の保全・補修を計画的に進め、安全で快適な学習環境の提供に努めるとともに、市民の誰もが利用しやすい施設の環境整備に努めます。

「富谷市総合計画」69 ページ

## 1. 富谷市内の図書館環境－現状、課題、連携

### (1) 公民館図書室の現状と課題

富谷市には、図書館法及び図書館設置条例に基づく図書館は整備されていません。現状では、市内にある6つの公民館に図書室が置かれ、利用者カードを発行し、本の貸出・返却業務を行っています。貸出中の資料に予約を受けたり、蔵書のない本のリクエストにも対応する等、住民の生活のそばにある図書室としての役割を担っています。

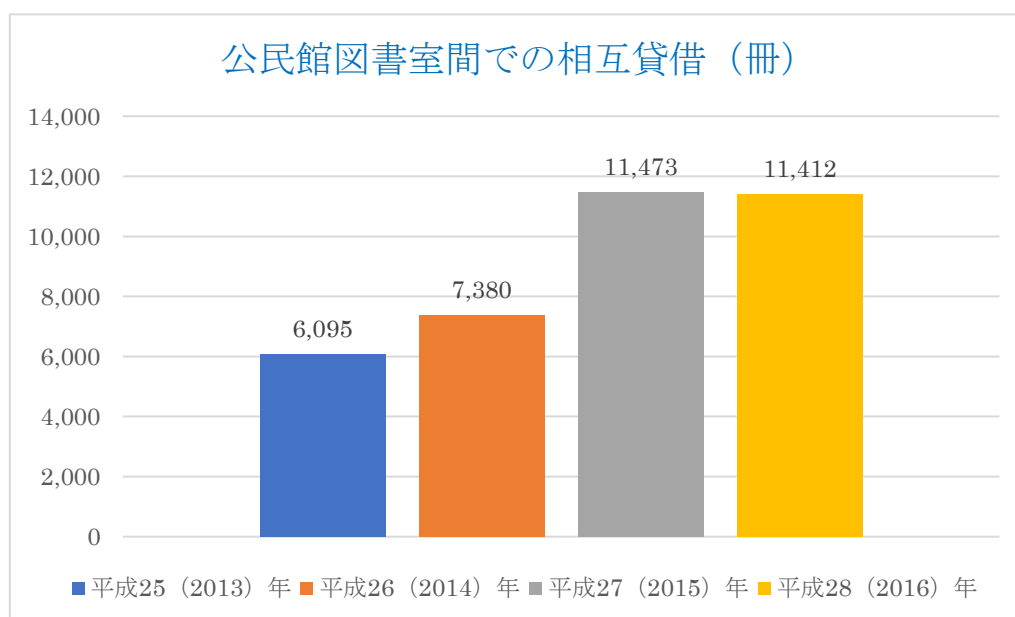
平成28年度の公民館図書室の状況は、以下のとおりです。

| 公 民 館 | 蔵書冊数   | 年間受入冊数 | 年間利用者数 | 貸出図書冊数 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 富谷中央  | 13,194 | 454    | 5,506  | 14,359 |
| 富ヶ丘   | 11,846 | 433    | 3,634  | 9,929  |
| 東向陽台  | 13,449 | 466    | 5,549  | 16,188 |
| あけの平  | 9,588  | 410    | 3,846  | 10,804 |
| 日吉台   | 9,347  | 430    | 4,410  | 15,676 |
| 成田    | 9,703  | 507    | 10,398 | 31,431 |
| 計     | 67,127 | 2,700  | 33,343 | 98,387 |

「公民館図書室利用状況」(富谷市)

週に3回、各公民館を配送車が回っているため、ほかの公民館にある本の取り寄せや、すべての公民館での本の返却が可能です。平成28(2016)年度は、11,412冊の本が公民館の間で相互貸借されました。平成25(2013)年度は6,095冊と、4年間で倍近い伸びとなっています。

市民からのヒアリングや公民館図書室の利用状況の報告書等から、現在の図書室の課題として次のことがあげられます。



#### 【施設の課題】

- ・ 図書室のスペースに制限があるため、開架できる本の冊数が限られています。また、子どもたちのために、読み聞かせを行うスペースがありません。勉強している人のための静かなスペース、保護者と子どもが絵本を見ておしゃべりができるざわざわできる場所等、人それぞれの用途に合わせた場となっていません。
- ・ あけの平公民館及び日吉台公民館は、エアコン設置等の環境整備が進んでいません。

#### 【職員体制の課題】

- ・ 休日開館の際、図書指導員の勤務体制が組まれていないので、レファレンス・サービス<sup>1</sup>等の対応ができず、提供するサービスの質にばらつきが出ています。

#### 【システムの課題】

- ・ インターネットによる蔵書検索はできますが、予約はできません。
- ・ 公民館図書室と学校図書室のシステムがつながっていないため、子どもたちの「調べる学習」のサポートができていません。

#### 【資料の課題】

- ・ 公民館図書室にある資料は、文学等の読みものを中心となっており、専門書、地域資料が少なく、蔵書構成に偏りがあります。視聴覚資料は、皆無に等しい状態です。
- ・ 資料の購入は、各公民館図書室に任せられているので、6館の公民館図書室が同じ本を購入している場合があります。
- ・ 学校図書館が行う「調べる学習」を支える資料、図鑑、参考図書が、公民館図書室には不足しています。
- ・ 公民館図書室の資料費、蔵書冊数、個人貸出冊数は、全国平均や宮城県内平均を下回っています。蔵書冊数は、宮城県内35市町村中32番目と低い順位となっています。

|          | 資料費     | 蔵書冊数   | 個人貸出冊数 |
|----------|---------|--------|--------|
| 全国平均     | 203.0 円 | 3.11 冊 | 5.50 冊 |
| 宮城県内平均   | 176.1 円 | 2.26 冊 | 3.41 冊 |
| 富 谷 市    | 61.4 円  | 1.29 冊 | 1.85 冊 |
| 県内35市町村中 | 24 番目   | 32 番目  | 20 番目  |

「一人当たりの資料費・蔵書冊数・個人貸出数」(富谷市 H29. 3現在)

「一人当たりの資料費・蔵書冊数・個人貸出数」の低さが課題ですが、後記するように、富谷市民の宮城県図書館の利用率は県内でも高い数値を示しており、公民館図書室にはない資料や空間を求めている市民が多数いることがわかります。

<sup>1</sup> 図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務。

## (2) 富谷市立小学校、中学校の現状と課題

富谷市には8校の小学校と、5校の中学校があります。すべての小学校と中学校に図書館があり、学校図書館指導員が配置され、「調べる学習」や児童・生徒の読書環境の整備に力を入れています。

富谷市内の公民館図書室には「調べる学習」のための資料が少ないため、公民館図書室は利用せず、宮城県図書館から資料の貸出を受けています。しかし、学校は時期によって、同じ内容の授業が行われるため、必要な資料が宮城県図書館でも不足するケースがあります。

学校図書館指導員同士の研修会や情報交換会がありますが、公民館図書室の図書指導員との情報交換会が行われていないため、地域全体で本を通じた子どもたちの学びを支える仕組みが構築されていません。

平成29(2017)年度の第6回「富谷市図書館を使った調べる学習コンクール」では、小学生・中学生の部合わせて1,779人が参加し、1,640作品が集まりました。(仮称)富谷市民図書館が整備されることにより、子どもたちの調べる学習のさらなる活性化が予想されます。

## (3) 宮城県富谷高等学校との連携

宮城県富谷高等学校の図書館には、小説等の読み物のほか、大学入試対策のための図書やファッション雑誌等、生徒たちが関心のある資料を置いて、利用を促進しています。

富谷市在住の高校生はもちろん、ほかの地域から来ている高校生たちにも「富谷市」のことを知ってもらうための地域資料が、学校の図書室には不足しています。また、富谷市内に、高校生たちが安心して勉強ができる場所が不足していることが課題となっています。

## (4) 宮城県図書館との連携

宮城県図書館要覧によると、平成29(2017)年3月末時点で、宮城県図書館の利用登録をしている富谷市民は21,871人で、宮城県図書館の登録者数の7.5%を占めています<sup>2</sup>。

また、平成29(2017)年度の貸出冊数は、82,859冊と12.8%を占めています。登録者数及び貸出冊数ともに、宮城県図書館の所在地である仙台市泉区や、仙台市で一番人口の多い青葉区に次いで、高い数字となっています。

このように高い利用率を示していますが、富谷市から宮城県図書館までの距離の問題から、子どもが一人で利用するのは困難だと考えられます。平成29(2017)年3月1日からの試行期間を経て、同年8月1日より宮城県図書館から借りた本の返却を、富谷市の公民館図書室で行えるようになりました。富谷市の図書館も、市民の生活の身近なところに整備されることが望まれます。

図書館が開館する際には、宮城県図書館から参考図書等、まとまった数の資料の貸出を受けられることも可能となります。また、宮城県図書館が提供している出前講座事業を活用し、職員研修を受けながら、職員の育成を図っていきます。

---

<sup>2</sup> 登録は、申し出がない場合抹消されないため、この数は毎年累積となっている。

## 2. (仮称)富谷市民図書館の理念、基本指針、名称

### (1) 理念

歴史を受け継ぎ、未来をつくる市民の、市民による、市民のための知の広場

#### ■ 歴史と未来が調和するまちの図書館

歴史から学び、叡智を受け継ぎ、未来をつくるための図書館をつくります。富谷市は2020年に開宿400年を迎える「奥州街道宿場町」であり、しんまち地区はその面影をいまに残しています。先人から学び、まちの魅力を再発見しながら、市民一人ひとりがつくる、これからの富谷市の未来を支えていきます。

#### ■ 市民と市民が交流するまちの図書館

市民間交流を生み出す図書館をつくります。昭和38(1963)年の町制施行時は5,000人余りだった人口は、平成27(2015)年の国勢調査時に51,591人となり、市制施行を実現させました。今でも新興住宅地の整備が行われ、新しく富谷市に移る人も増えています。世代間交流はもちろん、暮らしている団地の中だけにとどまらず、市民同士が他の地域に出かけて交流できる場と機会をつくります。

世代の違いや障害の有無に関わらず、すべての人が集える空間にします。

#### ■ 市民による市民のための図書館

市民協働で図書館をつくります。新しくできる図書館は、市役所のものではなく、市民のための施設です。そのためにも、計画策定段階のヒアリングだけではなく、図書館の整備や開館後の運営も、市民の皆さんと一緒にしていきます。

自身のことだけではなく、富谷市で暮らす他の人たちのことも思いながら、当事者意識(オーナーシップ)を持つ市民の皆さんと進めていきます。趣味で朗読をされている方が、図書館で視覚に障害がある人へ本を読んだり、子育てを終えた人が子どもたちの見守りをする等、市民が市民を支える場所にします。

### (2) 基本指針

理念の実現のために、あるべき図書館像を6つの指針に整理し、今後の図書館経営の支柱とします。

#### 1) 生涯を通じた学びを提供する場所

生涯のいつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことで、一人ひとりの潜在能力を最大限伸ばしていく機会を提供します。また、さまざまな世代と一緒に学び合う機会を通じて、「知」の循環が生み出される場所としても機能していきます。



2) 富谷市での暮らしを豊かにする場所

富谷市での暮らしを豊かにするための情報や、課題を抱えている人には、その解決につながるような情報を提供していきます。市民一人ひとりの夢や希望に寄り添い、その実現に向けた情報による支援を行っていきます。また、市民自らが自発的・自主的に情報を得て、抱えている課題発見・解決をする取り組みを支援します。

3) 子どもの成長を応援する場所

富谷市は、子どもに投資していきます。子どもが、言葉を学び、表現力や創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできない読書の環境を整えます。また、保護者に対して、子育てのために必要な情報や空間を提供します。図書館で育った子どもたちが、成長し、大人になった後も「還りたくなるまち」であるように、社会的なインフラである図書館を整備していきます。

4) 文化・芸術との出会いを生む場所

富谷市は、マーチングバンドの活動等、文化・芸術活動が盛んに行われています。また、県指定無形民俗文化財となっている「富谷の田植踊り」等の伝統芸能が残されています。図書館は保存するだけでなく、市民が文化・芸術に触れ、自らが表現をしていくための支援を行います。

5) コミュニティづくりの場所

一人ひとりの居場所であり、知り合いをつくることのできる、コミュニティづくりの場所として機能します。引っ越したばかりで知り合いがおらず、孤立・孤独を感じている人、一人暮らしの高齢者、放課後の行き場に困っている保護者とも共働きの子どもたち、勉強する場所に困っている人たち、障害がある人等、富谷市で暮らすすべての人たちの受け皿として機能していきます。

6) 富谷市の魅力を発見する場所

田園都市として整備が進む地区もあれば、奥州街道の宿場町が存在する、新・旧交わる富谷市だからこそその魅力を発見し、その魅力を、市民自らが発信する拠点として機能していきます。

(3) 名称

「市民の市民による市民のための図書館」になることを念頭に置き、整備を進めていきます。また、図書館は市役所のものではなく、市民の施設であるという観点から、その名称を「富谷市民図書館」にすることを一案とします。

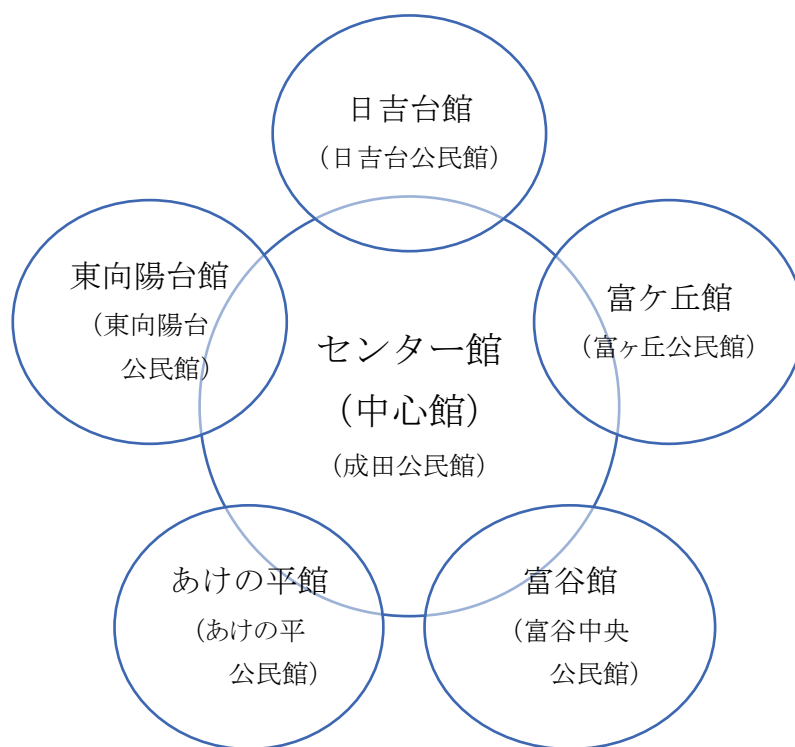
今後、開館までの間、市民からの意見を聞く等、協議をして決定します。

### 3. 施設づくりの方向性

文部科学省の「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成 24 年 12 月 19 日)では、「市(特別区を含む。以下同じ。)町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする」とされています。

富谷市の人々の生活圏内に図書館が存在するように、センター館(中心館)となる新しい図書館を整備しながら、既存の公民館図書室を分館として再整備し、活用していきます。

センター館(中心館)と分館をシステムや配送サービスで結び、富谷市内にある資料を最大限に利用できる「(仮称)富谷市民図書館ネットワーク」の環境を整えます。



#### (1) (仮称)富谷市民図書館開設準備室の設置

平成30(2018)年度に、市役所内に(仮称)富谷市民図書館開設準備室を立ち上げ、専属の職員を配置します。将来的には、外部から公募も含め専門職員の配置も検討します。

#### (2) センター館(中心館)の設置

成田公民館に施設を増築し、既存の施設とつなげ、センター館(中心館)として整備します。既存の施設の一部もセンター館(中心館)として利用します。既存の公民館や大ホールの機能

成田公民館は、公民館機能はもちろんのこと、大ホールや体育館、調理室、小さな美術館等の文化会館機能も併設しています。野外には、ふれあい広場もあり、市民の憩いの空間となっています。

計画から整備、その後の運営に関しても市民参加による計画づくりを通じて、子どもから高齢者まで気軽に利用できる施設をつくります。

5館の公民館図書室を、センター館(中心館)の分館に転換し、再整備します。いまの図書室のままで使うのではなく、ネットワーク化される「富谷市民図書館」の分館としての機能及びサービスを十分に満たすよう、リノベーションを行い、内装や空間のデザインという質の面において、配慮するように努めます。

#### (4) 各館の相互連携のあり方

##### 1) 人が動く

各図書館のコレクションや空間に特色を持たせて「すべての図書館をめぐるようになる」仕組みを構築します。ほかの地域・団地にある公民館を訪問する機会はありません。また、ほかの地域を訪問する機会づくり、地域や世代を超えた市民間交流につなげます。

##### 2) 本が動く

週に3回巡回している配送の回数を増やし、資料巡回の充実を図ります。また、宮城県図書館へも配送車を巡回させ、富谷市民図書館ネットワークにない資料の貸出を受け取ります。センター館(中心館)、分館を問わず、希望する場所で図書を受け取れるようにします。

##### 3) 人が動き、本が動く

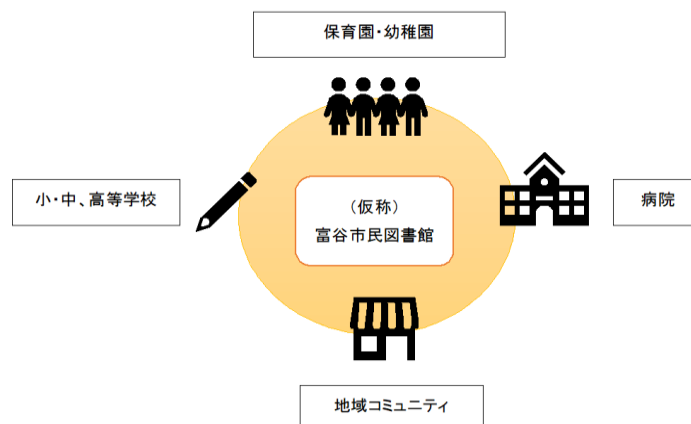
さまざまな理由でセンター館(中心館)や分館にも来られない人たちへ、ご自宅や、さらには近くにある施設への宅配サービスを検討します。宅配サービスの実施方法については、市民の皆さんと協議していきます。

#### (5) 学校や施設との連携・ネットワークの形成

富谷市の「ひと」、「こと」、「もの」を共有し、最大限に活かせるように、有機的なネットワークを形成します。

図書館単体で事業を行うのではなく、小学校、中学校等の教育施設、公民館に設置されている学校支援地域本部、町内会館、子育て支援センター「とみここ」、病院や地元の社会福祉施設、企業、市民サークル等とも連携し、資料の貸出等を行います。

宮城県富谷高等学校の管轄は宮城県ですが、富谷市にとって重要な教育拠点であることには違いありません。高校生による図書館でのイベントの開催や企画展示等、地元の図書館だからこそできる連携を構築していきます。



(6) 黒川郡内の図書館類似施設との連携

黒川郡大和町、大郷町、大衡村には図書館法及び図書館設置条例に基づく図書館はなく、公民館図書室があるのみとなっています。

現在でも富谷市の公民館図書室と黒川郡にある図書室で相互貸借は行われていますが、整備後も引き続き、資料の貸出等を行っていきます。また、整備後、(仮称)富谷市民図書館のスペースで黒川郡の図書館職員の研修会を開催する等、場所の提供も行います。

(7) 宮城県内での図書館との連携－宮城県図書館との連携を中心に

宮城県内の図書館同士の相互貸借はすでに行われているので、継続的に活用していきます。

また、宮城県図書館からの蔵書の貸出も受けていきます。宮城県図書館から、職員研修の機会の提供を受け、職員の能力向上に努めていきます。

(8) (仮称)富谷市民図書館基金の設立

図書館は、継続的な資料の収集や修繕が必要です。富谷市の図書館を整備した後も、持続して資料やサービスを提供していくために、「図書館基金」(仮称)を整備し、寄付を募ることを検討します。

#### 4. 理念を実現させる機能とサービス

##### (1) ひと：利用者

年齢、性別、ライフスタイル、経済的状況に関係なく、すべての人が利用できる図書館にします。在住・在勤・在学に加えて、富谷市への定住を考えている人、終の棲家として故郷に戻ってきたいと考えている出身者、富谷市に頻繁に出張や観光で来ている人に、利用者カードを発行することを検討します。

##### (2) ひと：職員

高い専門性を持ち、富谷市の生涯学習を担う、核となる正規の専任職員を配置します。

従来の図書館業務とされているレファレンスの能力だけではなく、図書館の外にある関係機関や個人との関係性を構築するコミュニケーションやコーディネーション能力、図書館について広く市民に知ってもらうために、図書館の存在意義、一般には聞きなれないレファレンスサービス等のサービスの内容や活用方法を発信・伝達し、活用を促す広報の能力も望まれます。人が集まる展示やイベントを行う企画力や交渉力も求められます。

自治体の総合計画を踏まえた上で、図書館の政策立案・予算編成・折衝をする能力や実行力が必要です。さらには、自治体の政策立案をサポートするための調査の実施、議会図書館と協力・連携し、議員活動に対する情報支援を行う等、プロフェッショナルとしての専門性がある職員の配置が不可欠です。

近年、インターネットが日常的に活用される状況下で、従来の紙の資料だけではなく、デジタルの資料も取り扱う必要があります。さまざまな情報源から得られた資料を、収集、分類、保存し、市民に提供していきます。そのためにも、ITリテラシーを有しているのはもちろんのこと、知識や技能を市民に積極的に分かち合える人材であることが不可欠です。また、ITの専門家と対等にコミュニケーションする能力も必要となります。

例をあげると、図書館で行う産業支援は、単に図書館にある関連本を並べるだけではありません。職員がソーシャルグラフ<sup>3</sup>やオープンデータ<sup>4</sup>、ビックデータ<sup>5</sup>を使い、トレンド解析を行い、その結果を、産業を興している人たちに提供し、ビジネスに活かしてもらうこともできます。紙の資料とインターネットを双方十分に活用できる専門職員を核にした上で、人材配置をしていきます。

また、専門性を高めるためにも、図書館で勤務する職員が業務として継続的に研修を受ける機会を提供していくことが求められます。予算を含め、そのための措置を講じていきます。同時に外部で研修を受けるだけではなく、外部の研修で学んだことを職員に伝える勉強会の開催や

<sup>3</sup> ウェブ上における人間の相関関係やつながりをあらわすデータ。「人と人のつながり」の情報を分析することにより、その人たちの志向や関心事等がわかり、ネット上でその人たちの関心のありそうなコンテンツをレコメンド(推薦)できます。

<sup>4</sup> オープンデータとは、自由に使えて再利用もでき、かつ誰でも再配布できるようなデータを示します。たとえば、地方自治体等が保有する観光情報や防災情報のデータを組み合わせ、目的の観光スポットまでの最適ルート案内や、避難所までの避難経路情報のナビゲーションシステムの開発に利用できます。

<sup>5</sup> 市販されているデータベース管理ツールや従来のデータ処理アプリケーションで処理することが困難なほど巨大で複雑なデータ集合の集積物。ビックデータを活用することで、市場や顧客分析を通じた商品の開発、売上の最大化や未来の売上予想等、精度の高いマーケティングが可能となります。

職場内訓練(オン・ザ・ジョブ・トレーニング:OJT)を行います。

(3) もの : 施設

年齢、性別、ライフスタイル、経済的状況に関係なく、すべての人が利用できる施設の整備を進めていきます。詳細は、「3. 施設づくりの方向性」をご覧ください。

(4) もの : 資料

図書館における資料とは、紙の本に限らず、デジタル資料も含まれています。市民の生活を支えるために適した公共財産である資料から、情報を収集、分類、保存、提供をしていきます。

■ 資料とは

図書館法第3条第1項には、「郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他、必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること」と記載されています。

図書館に置かれている資料は、「本」だけに限りません。世界では、本やCD、ビデオ以外の「もの」を資料として保管し、貸出している図書館があります。アメリカ・コロラド州のベイスルト地域図書館では、植物の種を貸出しています。種を借りた人は収穫した後、種を図書館に返却します。

(仮称)富谷市民図書館でも、子どもたちのための遊び道具や、介護の用品等、従来の資料以外でも市の活性化や市民の生活の向上のために有効なものを充実させ、貸出しを行うことを検討します。

■ 市民による新たな知的創造活動を通じて生まれる資料

市民の新たな知的創造活動を通じてつくられた資料は、富谷市の知の記録であり、資源にもなるので、積極的に収集、提供をしていきます。

近年、その土地に暮らす高齢者、文化人、経営者等のオーラルヒストリー<sup>6</sup>を録音、録画して、図書館で閲覧してもらう等、「物語としてのひとの経験」も図書館の資料として収集・活用されています。個人で撮影したまちの写真を図書館のウェブサイトに掲載して、それがデジタルアーカイブ<sup>7</sup>として保存される等、個人が資料をつくり、提供する等のケースが見られます。

図書館では、富谷市の地域資料を積極的に収集していきます。宅地開発される前の様子から現在の富谷市の様子まで、富谷市の発展史を記録として、物語として残していきます。マーチングバンドや伝承舞踊等の市民活動を、紙だけではなく動画として残していきます。

まちの様子の撮影は、ドローン等のテクノロジーも活用していきます。映像・画像の視聴のための環境が必要となります。図書館の中での視聴だけではなく、ウェブサイトにもアーカイブのペ

<sup>6</sup> 口述歴史(こうじゆつれきし)。歴史研究のために関係者から直接話を聞き取り、記録としてまとめること。

<sup>7</sup> 博物館・美術館・公文書館や図書館の収蔵品を始め有形・無形の文化資源(文化資材・文化的財)等をデジタル化して記録保存を行うこと。



ージをつくり、そこから見られるようにする方法等、多角的な公開の方法も考えていきます。

#### ■ 暮らしを支える資料

実用書や小説だけではなく、広義に「暮らしを支える資料」は何かを考え、蔵書を構成していきます。富谷市の経済活動や観光客を増加させるため資料等、地域を活性化させるための資料の充実も図ります。

起業支援だけではなく、事業家のビジネスを継続的に発展させる支援として、関連法令や財務関連の本、有料データベースからの情報の提供が有効です。また、富谷市が力を入れているブルーベリーの栽培のために、ブルーベリーの専門書、世界各国のスイーツの図鑑や写真集、シェフのレシピ等の情報が求められます。地域全体を活性化するために必要な資料を図書館が整え、提供していきます。

#### ■ 有料データベースの整備

ビジネス支援や調べ物のために、有料データベースの整備を進めます。市民の生活を支えることはもちろん、富谷市議会の議員や議会事務局が政策立案のための調査に活用する等、議会図書室へ市の図書館が情報の提供を行います。

#### ■ 資料の共有と連携の構築

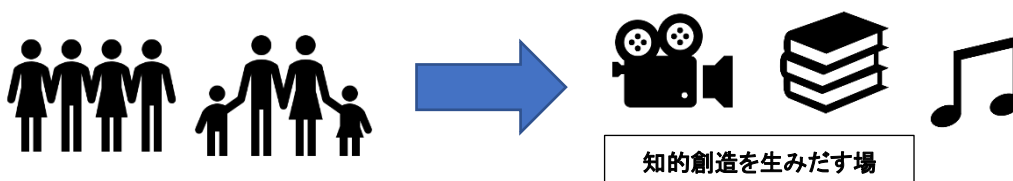
宮城県図書館と連携をして、資料の団体貸出を受けることはもちろん、分館や学校図書館等全体での蔵書計画を立て、資料を共有(シェア)していくことで、効率的な蔵書構築を行えます。

### (5) こと: 活動

一般的に、図書館で行われている読み聞かせの会、歴史の勉強会、朗読会、健康相談会等、講演会やイベントだけではなく、「市民の知的創造活動の促進」の場として機能します。多様な活動や使われ方に適した柔軟な空間をつくることを考慮します。

#### ■ 市民による新たな知的創造活動

図書館は、資料の収集、分類、保存、提供の場所です。そして、そのプロセスの先にあるものが「市民による新たな知的創造」を生み出すことです。図書館は、資料として先人の知識を保存するだけの場所ではありません。図書館は、市民自身が新たな知識を生産し、流通させる場所でもあります。



たとえば、図書館のウェブサイトに富谷市の写真を投稿するページをつくり、市民や観光客に富谷市で撮影された写真を投稿してもらいます。また、サイトを訪れた人が閲覧するだけではなく、利用規定内で投稿された写真を活用し合える仕組みを提供すれば、富谷市の広報・PRにもつながります。



写真撮影のための講習やワークショップを図書館で行ったり、関連資料の貸出しをしたり、地元の写真家と協力して写真撮影ツアーを開催することも可能です。地域資料のデジタル化を通じて、「思い出残し」を行えます。

地域のお年寄りや文化人のインタビューを動画で撮影し、図書館で編集・保存することもできます。子どもがインタビュアーを担当する等、市民自身が参加してつくりあげます。

ほかにも、誰でも編集できるウェブのフリー百科事典・ウィキペディアに、地域の文化財や観光名所の記事を作成・編集するイベント「ウィキペディアタウン」が図書館の主催で行われています。ウィキペディアは、情報の出典を記載する必要があります。文化財や観光名所を訪れたあと、図書館で文献を検索し、出典のある情報として掲載していきます。

このように、図書館で「こと(活動)」が行われると、関心のある人たちが図書館の中やインターネット上のコミュニティに集まるだけではなく、市民による資料の提供、編集、発信という一連の流れを生み出すことができます。この流れが、知識の再創造(リ・クリエイション)を生み出します。

#### ■ 市のイベントへの出張サービス

図書館のサービスは、図書館内だけで行われるものではありません。富谷市で行われるイベントや祭事に図書館が出張し、富谷市民だけではなく、観光客に向けて有益な情報をパッケージとして提供することができます。

たとえば、とみや国際スイーツ博覧会等、市内で行われているイベントや行事に図書館が出張します。図書館のブースでは、富谷市のスイーツにまつわるパネル展だけではなく、お菓子づくりの本、富谷市のスイーツマップ等関連資料を揃え、参加者にそれらの資料を読む機会を提供します。また、富谷市の運動会が開催される際には、ジョギング入門、健康づくり等の本を持って出張します。図書館が市民のいる場所に出張することで、図書館の存在を知ってもらう広報活動につながります。

#### ■ 議会報告会や出張「市長の部屋」

図書館は、公共施設の中でも市民が集まる場所です。その図書館で富谷市議会が議会報告会を行うことで、多くの人に市の取り組みについて理解を深められます。

また、富谷市のウェブサイトに掲載している「市長の部屋」には、「ちょっと聞いて私の声」のコーナーがあります。年に1回、出張「市長の部屋」を図書館で開催し、市民にメッセージを発信していくことも可能です。図書館には、学生や子ども連れの夫婦、高齢者までさまざまな世代の人たちが集っています。それまで市政は遠い存在だと感じていた人たちが、興味・関心を持つきっかけとなります。

そのほかにも、市民にニーズや富谷市としての計画に合わせて、市政に関する議論や報告の場として、図書館を活用することも可能です。

(6) こと:市民協働

市民自身が、図書館の所有者だという意識(オーナーシップ意識)を持ち、図書館の整備・運営を、行政と協働で行っていきます。

基本構想、基本計画、基本設計、実施設計、開館準備、そして開館後の運営という、すべての図書館づくりのプロセスに市民が参加し、協働・協力・連携の下で、図書館の整備・運営を行います。

開館後も、住民が運営の主体を担う市民自治による図書館運営を促していきます。図書館が常に市民にボランティアを呼びかけるのではなく、多様かつ多才な市民自ら「自分が図書館に対してできること」を考え、学び、行動していく機会をつくります。たとえば、障害者のために、市民が音訳・音読等のボランティアを行う等、市民同士が支えあう活動が展開される場になります。また、市民が中心となってイベントを企画・運営したり、図書館で古くなった本を市民が寄贈を受け、図書館まつり等で販売し、図書館の資料購入のために寄付する等、さまざまな市民参加の機会を、市民の皆さんと協議しながら実施していきます。

市民協働で進めていく中で、図書館職員と市民の皆さんが図書館について理解を深める勉強会や研修会を開催し、共に学び考える機会をつくります。

## 5. 開館までの整備の手法とスケジュール

### (1) 開館準備室立ち上げ

基本構想策定後、具体的な計画を策定する基本計画へと進みます。基本計画時に、富谷市役所の中に図書館の開館準備室を立ち上げます。

開館準備室の職員として、過去に施設整備に携わったことのある経験者が求められます。司書資格を有していることが望ましいですが、なければ、司書資格を持った職員を配属させ、一緒に業務を遂行していきます。

### (2) 計画から設計までのシームレスな進行

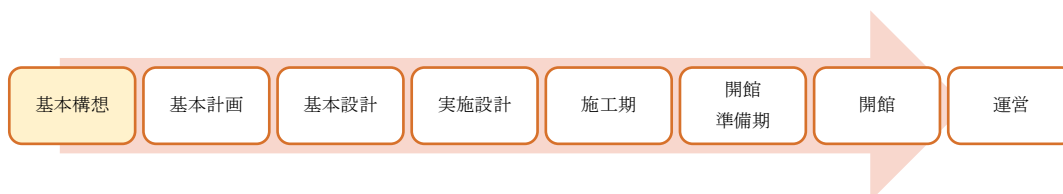
新図書館整備のプロセスは、以下のとおりです。

基本計画から開館まで、図書館整備の各段階においてのプロセスを十分にふまえた上で、連続した積み重ねが重要となります。

平成30(2018)年度は、基本構想を受けて、次の段階の基本計画で、より具体的かつ詳細な図書館のあり方を策定していきます。

同年度、設計プロポーザルを実施するにあたり、基本構想にある理念や基本指針、基本計画で示される図書館のあり方を理解し、その実現に向けて業務を遂行する事業者の選定が求められます。そのため、基本計画では、どのような事業者が基本設計・実施設計を行うのが望ましいのかを示す選定基準や選定方法も検討していきます。

計画から設計まで、一度途切れさせてしまうと、計画のやり直し等が生じ、無駄な時間やコストが生じます。計画から設計、そして開館まで、途切れることなく進行していくための体制をつくります。



### (3) スケジュール

平成29年度（2017年度）：基本構想

平成30年度（2018年度）：基本計画、設計プロポーザル

平成31年度（2019年度）：基本設計・実施設計、工事入札

平成32年度（2020年度）：工事

平成33年度（2021年度）：開館

(1) 社会教育法

社会教育法の中から、図書館について記載されている第一章と公民館について書かれている第五章を抜粋しました。

## 社会教育法

(昭和二十四年法律第二百七号)

最終改正:平成二十九年三月三十一日法律第五号

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 社会教育主事等(第九条の二—第九条の七)

第三章 社会教育関係団体(第十条—第十四条)

第四章 社会教育委員(第十五条—第十九条)

第五章 公民館(第二十条—第四十二条)

第六章 学校施設の利用(第四十三条—第四十八条)

第七章 通信教育(第四十九条—第五十七条)

附則

### 第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、教育基本法(平成十八年法律第二十号)の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

(社会教育の定義)

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

- 3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

（国の地方公共団体に対する援助）

第四条 前条第一項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつせんを行う。

（市町村の教育委員会の事務）

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
- 十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教

育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

十八 情報の交換及び調査研究に関すること。

十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

- 2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。（都道府県の教育委員会の事務）

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

- 一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。
- 二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。
- 三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。
- 四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。
- 五 その他法令によりその職務権限に属する事項

- 2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

（教育委員会と地方公共団体の長との関係）

第七条 地方公共団体の長は、その所掌事項に関する必要な広報宣伝で視聴覚教育の手段を利用しその他教育の施設及び手段によることを適当とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。

- 2 前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する必要な広報宣伝につき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。

第八条 教育委員会は、社会教育に関する事務を行うために必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

（図書館及び博物館）

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

- 2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

（中略）

## 第五章 公民館

### (目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人(以下この章において「法人」という。)でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

### (公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

### (公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
  - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

### (公民館の基準)

第二十三条の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

### (公民館の設置)

第二十四条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第二十五条 削除

## 第二十六条 削除

### (公民館の職員)

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。

### (公民館の職員の研修)

第二十八条の二 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

### (公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第三十一条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

### (運営の状況に関する評価等)

第三十二条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### (運営の状況に関する情報の提供)

第三十二条の二 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

### (基金)

第三十三条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の基金を設けることができる。

### (特別会計)

第三十四条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

### (公民館の補助)

第三十五条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。



2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第三十六条 削除

第三十七条 都道府県が地方自治法第二百三十二条の二の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第三十八条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

- 一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。
- 二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。
- 三 補助金交付の条件に違反したとき。
- 四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第三十九条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(公民館の事業又は行為の停止)

第四十条 公民館が第二十三条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第四十一条 前条第一項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第四十二条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第三十九条の規定を準用する。

## (2) 図書館法

### 図書館法

(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)

最終改正:平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 公立図書館(第十条—第二十三条)

第三章 私立図書館(第二十四条—第二十九条)

附則

#### 第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は民法第三十四条の法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望にそい、更に学校教育を援助し得るように留意し、おおむね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルム of 収集にも十分留意して、図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に 応ずるようにすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 左の各号の一に該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学又は高等専門学校を卒業した者で第六条の規定による司書の講習を修了したもの

二 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの

三 三年以上司書補(国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館の職員で司書補に相当するものを含む。)として勤務した経験を有する者で第六条の規定による司書の講習を修了したもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第三学年を修了した者で

三 第六条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

第七条 削除

(協力の依頼)

第八条 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する公報の用に供せられる印刷局発行の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

## 第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条 削除

## 第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

(公立図書館の基準)

第十八条 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、公立図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示すものとする。

## 第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第二十一条 削除

## 第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

## 第三章 私立図書館

## 第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

（国及び地方公共団体との関係）

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

（入館料等）

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

（図書館同種施設）

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

### （3）図書館法施行令

## 図書館法施行令

（昭和三十四年政令第百五十八号）

内閣は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二十条第二項の規定に基き、図書館法施行令（昭和二十五年政令第二百九十三号）の全部を改正するこの政令を制定する。

図書館法第二十条第一項に規定する図書館の施設、設備に要する経費の範囲は、次に掲げるものとする。

- 一 施設費 施設の建築に要する本工事費、附帯工事費及び事務費
- 二 設備費 図書館に備え付ける図書館資料及びその利用のための器材器具の購入に要する経費

### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。

(4) 図書館の設置及び運営上の望ましい基準

## 図書館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成 24 年 12 月 19 日 文部科学省告示第 172 号)

図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成十三年文部科学省告示第百三十二号)の全部を次のように改正し、平成 24 年 12 月 19 日から施行する。

平成 24 年 12 月 19 日

文部科学大臣 田中眞紀子

### 目次

#### 第一 総則

- 一 趣旨
- 二 設置の基本
- 三 運営の基本
- 四 連携・協力
- 五 著作権等の権利の保護
- 六 危機管理

#### 第二 公立図書館

##### 一 市町村立図書館

###### 1 管理運営

- (一) 基本的運営方針及び事業計画
- (二) 運営の状況に関する点検及び評価等
- (三) 広報活動及び情報公開
- (四) 開館日時等
- (五) 図書館協議会
- (六) 施設・設備

###### 2 図書館資料

- (一) 図書館資料の収集等
- (二) 図書館資料の組織化

###### 3 図書館サービス

- (一) 貸出サービス等
- (二) 情報サービス
- (三) 地域の課題に対応したサービス
- (四) 利用者に対応したサービス

- (五) 多様な学習機会の提供
- (六) ボランティア活動等の促進
- 4 職員
  - (一) 職員の配置等
  - (二) 職員の研修

## 二 都道府県立図書館

- 1 域内の図書館への支援
- 2 施設・設備
- 3 調査研究
- 4 図書館資料
- 5 職員
- 6 準用

## 第三 私立図書館

### 一 管理運営

- 1 運営の状況に関する点検及び評価等
- 2 広報活動及び情報公開
- 3 開館日時
- 4 施設・設備

### 二 図書館資料

### 三 図書館サービス

### 四 職員

## 第一 総則

### 一 趣旨

- 1 この基準は、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。)第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

### 二 設置の基本

- 1 市(特別区を含む。以下同じ。)町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- 2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書

館サービスの全体的な進展を図る観点に立つて、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。

- 3 公立図書館(法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。)の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

### 三 運営の基本

- 1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料(電磁的記録を含む。以下同じ。)や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- 4 私立図書館(法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。)は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。
- 5 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

### 四 連携・協力

- 1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

### 五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。



## 六 危機管理

- 1 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- 2 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

### 第二 公立図書館

#### 一 市町村立図書館

##### 1 管理運営

###### (一) 基本的運営方針及び事業計画

- 1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針(以下「基本的運営方針」という。)を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

###### (二) 運営の状況に関する点検及び評価等

- 1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- 2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会(法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。)の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク(以下「インターネット等」という。)をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

###### (三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るた

め、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

#### (四)開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

#### (五)図書館協議会

- 1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- 2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

#### (六)施設・設備

- 1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

## 2 図書館資料

#### (一)図書館資料の収集等

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

#### (二)図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

## 3 図書館サービス

#### (一)貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運

用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

## (二)情報サービス

- 1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

## (三)地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

- ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供
- イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供
- ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

## (四)利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

- ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携
- イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施
- オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供
- カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

#### (五)多様な学習機会の提供

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

#### (六)ボランティア活動等の促進

- 1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

### 4 職員

#### (一)職員の配置等

- 1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の2に規定する関係機関等との計画的な人事交流(複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。)に努めるものとする。
- 3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。
- 4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

#### (二)職員の研修

- 1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

のとする。

## **二 都道府県立図書館**

### **1 域内の図書館への支援**

- 1 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。
  - ア 資料の紹介、提供に関すること
  - イ 情報サービスに関すること
  - ウ 図書館資料の保存に関すること
  - エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること
  - オ 図書館の職員の研修に関すること
  - カ その他図書館運営に関すること
- 2 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

### **2 施設・設備**

都道府県立図書館は、第二の二の 6 により準用する第二の一の 1 の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

- ア 研修
- イ 調査研究
- ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

### **3 調査研究**

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

### **4 図書館資料**

都道府県立図書館は、第二の二の 6 により準用する第二の一の 2 に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- ア 市町村立図書館等の要求に十分に応えるための資料の整備
- イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

### **5 職員**

- 1 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の 6 により準用する第二の一の 4 の(一)に定める職員のほか、第二の二の 1、3 及び 4 に掲げる機能を

果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。

- 2 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

## 6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

## 第三 私立図書館

### 一 管理運営

#### 1 運営の状況に関する点検及び評価等

- 1 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。
- 2 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。
- 3 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

#### 2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

#### 3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

#### 4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

### 二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

### 三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

### 四 職員

- 1 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。
- 2 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の

機会を確保することが望ましい。

#### (5) 子どもの読書活動の推進に関する法律

### 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」と

いう。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## (6) 文字・活字文化振興法

### 文字・活字文化振興法

(平成十七年法律第九十一号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵かん養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできない



ものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵かん養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵かん養）

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵かん養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵かん養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の国際交流）

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(1) 図書館の自由に関する宣言

## 図書館の自由に関する宣言

1954年 採択

1979年 改訂

**図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。**

- 1 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である  
知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があってこそ表現の自由は成立する。  
知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように国民の不断の努力によって保持されなければならない。
- 2 すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。
- 3 図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあげて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。
- 4 わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想善導」の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果たすことが必要である。
- 5 すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあってはならない。  
外国人も、その権利は保障される。
- 6 ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであって、すべての図書館に基本的に妥当するものである。

**この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。**

### 第1 図書館は資料収集の自由を有する

- 1 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。

- 2 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、
  - (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
  - (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
  - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
  - (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
  - (5) 寄贈資料の受入にあたっても同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。
- 3 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

## 第2 図書館は資料提供の自由を有する

- 1 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。

図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。

提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。

  - (1) 人権またはプライバシーを侵害するもの
  - (2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの
  - (3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料
- 2 図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない。
- 3 図書館の集会室等は、国民の自主的な学習や創造を援助するために、身近にいつでも利用できる豊富な資料が組織されている場にあるという特徴を持っている。

図書館は、集会室等の施設を、営利を目的とする場合を除いて、個人、団体を問わず公平な利用に供する。
- 4 図書館の企画する集会や行事等が、個人・組織・団体からの圧力や干渉によってゆがめられてはならない。

## 第3 図書館は利用者の秘密を守る

- 1 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
- 2 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さ

ない。

- 3 利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

#### **第4 図書館はすべての検閲に反対する**

- 1 検閲は、権力が国民の思想・言論の自由を抑圧する手段として常用してきたものであって、国民の知る自由を基盤とする民主主義とは相容れない。  
検閲が、図書館における資料収集を事前に制約し、さらに、収集した資料の書架からの撤去、廃棄に及ぶことは、内外の苦渋にみちた歴史と経験により明らかである。したがって、図書館はすべての検閲に反対する。
- 2 検閲と同様の結果をもたらすものとして、個人・組織・団体からの圧力や干渉がある。図書館は、これらの思想・言論の抑圧に対しても反対する。
- 3 それらの抑圧は、図書館における自己規制を生みやすい。しかし図書館は、そうした自己規制におちいることなく、国民の知る自由を守る。

#### **図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。**

- 1 図書館の自由の状況は、一国の民主主義の進展をはかる重要な指標である。図書館の自由が侵されようとするとき、われわれ図書館にかかわるものは、その侵害を排除する行動を起こす。このためには、図書館の民主的な運営と図書館員の連帯の強化を欠かすことができない。
- 2 図書館の自由を守る行動は、自由と人権を守る国民のたたかいの一環である。われわれは、図書館の自由を守ることで共通の立場に立つ団体・機関・人びとと提携して、図書館の自由を守りぬく責任をもつ。
- 3 図書館の自由に対する国民の支持と協力は、国民が、図書館活動を通じて図書館の自由の尊さを体験している場合にのみ得られる。われわれは、図書館の自由を守る努力を不断に続けるものである。
- 4 図書館の自由を守る行動において、これにかかわった図書館員が不利益をうけることがあってはならない。これを未然に防止し、万一そのような事態が生じた場合にその救済につとめることは、日本図書館協会の重要な責務である。

(1979. 5. 30 総会決議)

#### **(2) 図書館員の倫理綱領**

#### **図書館員の倫理綱領**

この倫理綱領は、「図書館の自由に関する宣言」によって示された図書館の社会的責任を自覚し、自らの職責を遂行していくための図書館員としての自律的規範である。

- 1 この綱領は、「図書館の自由に関する宣言」と表裏一体の関係にある。この宣言に示された図書館の社会的責任を日常の図書館活動において果たしていくのは、職業集団としての内容の充実によらなければならない。この綱領は、その内容の充実を目標とし、図書館

員としての職責を明らかにすることによって、自らの姿勢をただすための自律的規範である。したがってこの綱領は、単なる徳目の列挙や権利の主張を目的とするものでなく、すべての館種に共通な図書館員のあり方を考え、共通な基盤を拡大することによって、図書館を社会の有用な機関たらしめようという、前向きでしかも活動的なものである。

この綱領でいう図書館員とは、図書館に働くすべての職員のことである。綱領の各条項の具体化に当たっては、図書館長の理解とすぐれた指導力が不可欠である。

- 2 綱領の内容はこれまでの図書館活動の実践の中から生まれたものである。それを倫理綱領という形にまとめたのは、今や個人の献身や一館の努力だけでは図書館本来の役割を果たすことができず、図書館員という職業集団の総合的な努力が必要となり、かつ図書館員のあるべき姿を、図書館員と利用者と、図書館を設置する機関または団体との三者が、共に考えるべき段階に立ち至ったからである。
- 3 この綱領は、われわれの図書館員としての自覚の上に成立する。したがってその自覚以外にはいかなる拘束力もない。しかしながら、これを公表することによって、われわれの共通の目的と努力、さらにひとつの職業集団としての判断と行動とを社会に誓約することになる。その結果、われわれはまず図書館に大きな期待を持つ人びとから、ついで社会全体からのきびしい批判に自らをさらすことになる。  
この批判の下での努力こそが、図書館員という職業集団への信頼を生む。図書館員の専門性は、この信頼によってまず利用者に支えられ、さらに司書職制度という形で確認され、充実されねばならない。そしてその専門性がもたらす図書館奉仕の向上は、すべて社会に還元される。そうした方向へわれわれ図書館員全体が進む第一歩がこの倫理綱領の制定である。
- 4 この綱領は、すべての図書館員が館種、館内の地位、職種及び司書資格の有無にかかわらず、綱領を通して図書館の役割を理解し、綱領実現への努力に積極的に参加することを期待している。さらに、図書館に働くボランティアや図書館同種施設に働く人びと、地域文庫にかかわる人びと等による理解をも望んでいる。
- 5 綱領の構成は、図書館員個人の倫理規定にはじまり、組織体の一員としての図書館員の任務を考え、ついで図書館間および図書館以外の人びととの協力に及び、ひろく社会における図書館員の果たすべき任務に至っている。

#### **（図書館員の基本的態度）**

##### **第1 図書館員は、社会の期待と利用者の要求を基本的なよりどころとして職務を遂行する。**

図書館は社会の期待と利用者の要求の上に成立する。そして、ここから国民の知る自由の保障という図書館の目的も、またすべての国民への資料提供という基本機能も導き出される。したがって、図書館へのあらゆる期待と要求とを的確に把握し、分析し、かつ予測して、期待にこたえ、要求を実現するように努力することこそ、図書館員の基本的な態度である。

#### **（利用者に対する責任）**

##### **第2 図書館員は利用者を差別しない。**

国民の図書館を利用する権利は平等である。図書館員は、常に自由で公正で積極的な資料提

供に心がけ、利用者をその国籍、信条、性別、年齢等によって差別してはならないし、図書館に対するさまざまな圧力や干渉によって利用者を差別してはならない。また、これまでサービスを受けられなかった人びとに対しても、平等なサービスがゆきわたるように努力すべきである。

### **第3 図書館員は利用者の秘密を漏らさない。**

図書館員は、国民の読書の自由を保障するために、資料や施設の提供を通じて知りえた利用者の個人名や資料名等をさまざまな圧力や干渉に屈して明かしたり、または不注意に漏らすなど、利用者のプライバシーを侵す行為をしてはならない。このことは、図書館活動に従事するすべての人びとに課せられた責務である。

#### **(資料に関する責任)**

### **第4 図書館員は図書館の自由を守り、資料の収集、保存および提供につとめる。**

図書館員は、専門的知識と的確な判断とに基づいて資料を収集し、組織し、保存し、積極的に提供する。そのためには、資料の収集・提供の自由を侵すいかなる圧力・検閲をも受け入れてはならないし、個人的な関心や好みによる資料の収集・提供をしてはならない。図書館員は、私的報酬や個人的利益を求めて、資料の収集・提供を行ってはならない。

### **第5 図書館員は常に資料を知ることにつとめる。**

資料のひとつひとつについて知るということは決して容易ではないが、図書館員は常に資料を知る努力を怠ってはならない。資料についての十分な知識は、これまでも図書館員に対する最も大きな期待のひとつであった。図書館に対する要求が飛躍的に増大している今日、この期待もいちだんと高まっていることを忘れてはならない。さらに、この知識を前提としてはじめて、潜在要求をふくむすべての要求に対応し、資料の収集・提供活動ができることを自覚すべきである。

#### **(研修につとめる責任)**

### **第6 図書館員は個人的、集団的に、不断の研修につとめる。**

図書館員が専門性の要求をみたすためには、(1)利用者を知り、(2)資料を知り、(3)利用者と資料を結びつけるための資料の適切な組織化と提供の知識・技術を究明しなければならない。そのためには、個人的、集団的に日常不断の研修が必要であり、これらの研修の成果が、図書館活動全体を発展させる専門知識として集積されていくのである。その意味で、研修は図書館員の義務であり権利である。したがって図書館員は、自主的研修にはげむと共に研修条件の改善に努力し、制度としての研修を確立するようつとめるべきである。

#### **(組織体の一員として)**

### **第7 図書館員は、自館の運営方針や奉仕計画の策定に積極的に参画する。**

個々の図書館員が積極的な姿勢をもたなければ、図書館は適切・円滑に運営することができない。図書館員は、その図書館の設置目的と利用者の要求を理解し、全員が運営方針や奉仕計画等を十分理解していなければならない。そのためには、図書館員は計画等の策定にたえず関心をもち、積極的に参加するようつとめるべきである。

### **第8 図書館員は、相互の協力を密にして、集団としての専門的能力の向上につとめる。**

図書館がその機能を十分に果たすためには、ひとりの図書館員の力だけでなく、職員集団としての力が発揮されなければならない。このためには、図書館員は同一職種内の協調と共に、他職

種の役割をも正しく理解し、さらに、地域および全国規模の図書館団体に結集して図書館に働くすべての職員の協力のもとに、それぞれの専門的知識と経験を総合する必要がある。図書館員の専門性は、現場での実践経験と不断の研修及び職員集団の協力によって高められるのであるから、図書館員は、経験の累積と専門知識の定着が、頻繁すぎる人事異動や不当配転等によって妨げられないようつとめるべきである。

#### **第9 図書館員は、図書館奉仕のため適正な労働条件の確保につとめる。**

組織体の一員として図書館員の自覚がいかに高くても、劣悪な労働条件のもとでは、利用者の要求にこたえる十分な活動ができないばかりか、図書館員の健康そのものをも維持しがたい。適正数の職員配置をはじめ、労働災害や職業病の防止、婦人図書館員の母性保護等、適切な図書館奉仕が可能な労働条件を確保し、働きやすい職場づくりにつとめる必要がある。図書館員は図書館奉仕の向上のため、図書館における労働の独自性について自ら追求すべきである。

##### **(図書館間の協力)**

#### **第10 図書館員は図書館間の理解と協力につとめる。**

図書館が本来の目的を達成するためには、一館独自の働きだけでなく、組織的に活動する必要がある。各図書館は館種・地域・設置者の別をこえ、理解と協力につとめるべきである。図書館員はこのことをすべて制度上の問題に帰するのではなく、自らの職業上の姿勢としてとらえなければならない。図書館間の相互協力は、自館における十分な努力が前提となることを忘れてはならない。

##### **(文化の創造への寄与)**

#### **第11 図書館員は住民や他団体とも協力して、社会の文化環境の醸成につとめる。**

図書館は孤立した存在であってはならない。地域社会に対する図書館の協力は、健康で民主的な文化環境を生み出す上に欠くことができない。他方、この文化環境によって図書館の本来の機能は著しい発達をうながされる。図書館員は住民の自主的な読書運動や文庫活動等をよく理解し、図書館の増設やサービス改善を求める要求や批判に、謙虚かつ積極的にこたえなければならない。さらに、地域の教育・社会・文化諸機関や団体とも連携を保ちながら、地域文化の向上に寄与すべきである。

#### **第12 図書館員は、読者の立場に立って出版文化の発展に寄与するようつとめる。**

出版の自由は、単に資料・情報の送り手の自由を意味するのではなく、より根本的に受け手の知る自由に根ざしている。この意味で図書館は、読者の立場に立って、出版物の生産・流通の問題に積極的に対処する社会的役割と責任を持つ。また図書館員は、「図書館の自由に関する宣言」の堅持が、出版・新聞放送等の分野における表現の自由を守る活動と深い関係を持つことを自覚し、常に読者の立場に立ってこれら関連分野との協力につとめるべきである。

日本図書館協会は、わが国の図書館の現状にかんがみこの倫理綱領を作成し、提唱する。本協会はこの綱領の維持発展につとめると共に、この綱領と相いれない事態に対しては、その改善に向って不断に努力する。

(1980. 6. 4 総会決議)



### (3) 公立図書館の任務と目標

## 公共図書館の任務と目標

確定公表 1989 年 1 月

改訂 2004 年 3 月

日本図書館協会図書館政策特別委員会

### はじめに

日本図書館協会は、1979 年の総会において採択した「図書館の自由に関する宣言 1979 年改訂」において、「すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有すること、そして「この権利を社会的に保障することに責任を負う機関」が図書館であることを表明した。また、「すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあってはならない」とも述べており、われわれは、これらのことが確実に実現されるよう、図書館サービスの充実に努めなければならない。

日本の公立図書館サービスは、1950 年の図書館法によって「図書館奉仕」の理念を掲げはしたものの、その具現化には相当の年月を要し、ようやく 1960～70 年代に、『中小都市における公共図書館の運営』(1963 年)、『市民の図書館』(1970 年)を指針として発展の方向を見いだした。図書館を真に住民のものにしようという意欲的な図書館員の努力、読書環境の整備充実を求める住民要求の高まり、それを受け止める自治体の積極的な施策と対応によって、図書館サービスは顕著な発展を遂げてきた。

1980 年代になると、いわゆる行政改革により、図書館はつくっても十分な職員を配置せず、その不足を嘱託、臨時職員などで補う自治体、さらには図書館法に反して、公立図書館の管理運営を公社・財団等に委託するケースや司書を派遣会社に求める自治体が現れる。その上、1990 年代には、生涯学習体系への移行、情報ネットワークの整備という、国の政策レベルの動向、さらには 90 年代以降構造改革、分権推進、規制緩和という政治や経済の動きを受けて、図書館経営に一段と複雑かつ厳しい様相が広がっている。

先に述べたとおり、すべての国民に図書館利用の権利を保障することは、民主主義国家においては必須の条件であり、それは公の責任で果たされなければならない。こうした観点から、地方自治体が無料公開の図書館を設置し、管理運営することは、欧米先進諸国においては 19 世紀半ばに確立された伝統である。日本は、いまだこの原理に則った近代図書館を整備する途上にある。今なお図書館をもたない町村が 6 割にも及ぶという事実があるし、先進的な市町村といえども、すべての住民のニーズに応えられるという域には遠く、あるべき図書館サービスは形成過程だと認識することが至当である。

もちろん、公立図書館の維持発展を図ることは、地方自治体及び地域住民の発意と責任に帰することであるが、「図書館事業の進歩発展を図り、わが国文化の進展に寄与する」という本協会の目的にてらして、協会会員の関心を喚起するとともに、それぞれの地域・職域における図書館サ

ービス計画の立案に資することを願って、「公立図書館の任務と目標」を策定し公表することにした。

当初、この文書の策定は、公立図書館である以上、少なくともこのレベル程度の活動は、という「基準」を提起することを意図して始められた。しかし、「基準」といえば図書館法にいう基準との混同を招く恐れもあること、さらに「基準」という言葉には数量的なものが意識される傾向が強いので、この語を使用しないことにした。

すべての図書館が、この内容を達成し、さらに高いレベルの新たな目標を掲げ得る状況の速やかな到来を強く望むものである。

## 第1章 基本的事項

### （公立図書館の役割と要件）

- 1 人間は、情報・知識を得ることによって成長し、生活を維持していくことができる。また、人間は文化的な、うるおいのある生活を営む権利を有する。公立図書館は、住民がかかえているこれらの必要と欲求に応えるために自治体が設置し運営する図書館である。公立図書館は、乳幼児から高齢者まで、住民すべての自己教育に資するとともに、住民が情報を入手し、芸術や文学を鑑賞し、地域文化の創造にかかわる場である。公立図書館は、公費によって維持される公の施設であり、住民はだれでも無料でこれを利用することができる。

公立図書館は、図書館法に基づいて地方公共団体が設置する図書館であり、教育委員会が管理する機関であって、図書館を設置し図書館サービスを実施することは、地方公共団体の責務である。また、公立図書館は住民の生活・職業・生存と精神的自由に深くかかわる機関である。このような基本的性格にてらして、公立図書館は地方公共団体が直接経営すべきものであり、図書館の運営を他へ委託すべきではない。

### （知る自由の保障）

- 2 住民は、あらゆる表現の記録（資料）に接する権利を有しており、この住民の知る自由を保障することは、公立図書館の重要な責務である。この責務を果たすため、公立図書館は、住民の意思を受けて図書その他の資料を収集し、収集した資料を住民に提供する自由を有する。住民の中には、いろいろな事情で図書館利用から疎外されている人びとがおり、図書館は、すべての住民の知る自由の拡大に努めなければならない。

### （図書館の利用）

- 3 住民は、図書館の利用を通じて学習し、情報を入手し、文化的な生活を営むことができる。図書館の活用によって達成できることは多様であり、限りない可能性をもっているが、おおむね次のようなことである。
  - 1 日常生活または仕事のために必要な情報・知識を得る。
  - 2 関心のある分野について学習する。
  - 3 政治的、社会的な問題などに対するさまざまな思想・見解に接し、自分の考えを決める糧にする。

- 4 自らの住む地域における行政・教育・文化・産業などの課題解決に役立つ資料に接し、情報を得る。
- 5 各自の趣味を伸ばし、生活にくつろぎとるおいをもたらす。
- 6 子どもたちは、読書習慣を培い、本を読む楽しさを知り、想像力を豊かにする。
- 7 講演会・読書会・鑑賞会・展示会などに参加し、文化的な生活を楽しむ。
- 8 人との出会い、語りあい、交流が行われ、地域文化の創造に参画する。

#### （図書館計画）

- 4 公立図書館は、本来住民のために住民の意思を受けて設置され運営される民主的な機関であり、住民要求の多様化と増大、それに応える資料の増加にともなって成長発展するものである。したがって、図書館は長期・短期の計画を立案・作成し、その計画が自治体の施策として実行されなければならない。

#### （住民参加）

- 5 公立図書館は、住民の要求あるいはニーズに応える機関であって、その創設・増改築にあたっては、地域の住民の意向が十分に反映されなければならない。単に施設の面ばかりではなく、年次計画の策定、日常の図書館活動の企画についても、住民の参加が欠かせない。図書館の発展をはかることは、まず図書館員の責任であるが、それとともに、住民の提起が図書館をより有意義な機関に育て、図書館の可能性を拡大していく。住民の制度的参加としては、図書館協議会が活用されるべきである。そういう公的な場も重要であるが、日常的な活動の中での利用者との対話、あるいは利用者との懇談会などを通じて、住民の要求をとらえ、その提案をいかす努力と工夫が肝要である。図書館員は、住民参加の意義を正しく認識し、住民の要望・提案に誠実に対応しなければならない。

#### （図書館相互の協力）

- 6 住民が必要とする資料は多種多様であるために、単独の図書館が所蔵する資料だけでは、要求に応えられないことがある。一自治体の図書館はもちろんのこと、設置者を異にする図書館が相互に補完し協力することによって、住民の多様な要求を充足することが可能となる。

#### （図書館職員）

- 7 住民と資料を結びつけるための知識と技術を習得している専門職員を配置することは、図書館として不可欠の条件である。
- 8 図書館職員は、「図書館の自由に関する宣言」及び「図書館員の倫理綱領」を十分によく理解し、これらの宣言・綱領に則って業務を遂行することによって、住民の信頼を獲得し図書館の発展をはかることができる。

## 第2章 市(区)町村立図書館

### 1 図書館システム

- 9 住民はだれでも、どこに住んでいても、図書館サービスを受ける権利をもっている。自治体は、その区域のすみずみまで図書館サービスが均質に行きわたるように努めなければな

らない。

- 10 一つの自治体が設置する複数の図書館施設は、図書その他の資料の利用または情報入手に関する住民の要求を満たすために有機的に結ばれた組織体でなければならない。このような組織を図書館システムという。図書館システムは、地域図書館（以下「地域館」という）と移動図書館、これらの核となる中央図書館（以下「中央館」という）から成る。自治体は、すべての住民の身近に図書館のサービス・ポイントを配置する。
- 11 住民はだれでも、身近にあるサービス・ポイントを窓口として、必要とする図書その他の資料を利用することができる。
- 12 住民はだれでも、身近なサービス・ポイントを通じて、レファレンス・サービスを受け、生活に必要な情報や文化情報などを得る。
- 13 図書館システムを構成するそれぞれは、独自に活動するのではなく、中央館をかなめとし、統一されたサービス計画のもとに、組織全体として最大の効果をあげるように活動する。
- 14 住民の大多数が地域館または中央館のサービス圏内におさまるように、必要数の図書館を設置しなければならない。その規模は、サービス圏内の人口に応じて定められる。地域館及び中央館のサービス圏内に含まれない地域の住民に対しては、移動図書館の巡回を行う。移動図書館は、図書館のはたらきを住民にとって身近なものとし、図書館システムの形成を促進するために重要な役割をもっている。
- 15 図書館は、地域館と中央館及び地域館相互間の図書館資料の円滑な流れを確保するために、必要な物流体制を整備する。

## 2 図書館サービス

- 16 図書館サービスの基本は、住民の求める資料や情報を提供することである。そのために、貸出、レファレンス・サービスを行うとともに、住民の資料や情報に対する要求を喚起する働きかけを行う。住民の図書館に寄せる期待や信頼は、要求に確実に応える日常活動の蓄積によって成り立つ。その基礎を築くのは貸出である。
- 17 図書館は、資料提供の機能の展開として、集会・行事を行うとともに、図書館機能の宣伝、普及をはかるための活動や、利用案内を行う。  
席借りのみの自習は図書館の本質的機能ではない。自習席の設置は、むしろ図書館サービスの遂行を妨げることになる。
- 18 さまざまな生活条件を担っている地域住民がひとしく図書館を利用できるためには、その様態に応じてサービスの上で格別の工夫と配慮がなされなければならない。
- 19 乳幼児・児童・青少年の人間形成において、豊かな読書経験の重要性はいうまでもない。生涯にわたる図書館利用の基礎を形づくるためにも、乳幼児・児童・青少年に対する図書館サービスは重視されなければならない。  
また、学校図書館との連携をすすめ、児童・生徒に対して利用案内を行うとともに、求めに応じて学校における学習や読書を支援する。
- 20 高齢者の人口比や社会的役割が増大しているいま、高齢者へのサービスについては、そ

の要望や必要に応じた資料、施設、設備、機材の整備充実に努める。さらに図書館利用の介助等、きめこまかなサービスの提供に努める。

- 21 障害者をはじめとして図書館の利用を疎外されてきた人びとに対して、種々の方途を講じて図書館を利用する権利を保障することは、図書館の当然の任務である。
- 22 被差別部落の住民への図書館サービスは、文化的諸活動や識字学級に対する援助などによってその範囲を広げる。
- 23 アイヌ等少数民族並びに在日朝鮮・韓国人その他の在日外国人にとって、それぞれの民族文化、伝統の継承、教育、その人びとが常用する言語による日常生活上の情報・資料の入手は重要である。図書館は、これらの人びとへの有効なサービスを行う。
- 24 開館日、開館時間は、地域住民が利用しやすい日時を設定する。

#### (貸 出)

- 25 貸出は、資料提供という図書館の本質的機能を最も素朴に実現したものであり、住民が図書館のはたらきを知り、図書館サービスを享受し得る最も基本的な活動である。したがって図書館は、すべての住民が個人貸出を受けられるように条件を整える。  
そのために利用手続は簡単で、どのサービス・ポイントでも貸出・返却ができるようにする。  
貸出方式は、利用者の秘密が守られるものにする。一人に貸出す冊数は、各人が貸出期間内に読み得る範囲で借りられるようにする。  
貸出には、資料案内と予約業務が不可分のものとして含まれる。
- 26 図書館は、一人ひとりの利用者と適切な資料を結びつけるために資料案内を行う。その一環として、フロア・サービスが有効である。
- 27 図書館は、住民が求めるとんな資料でも提供する。そのためには、所蔵していない資料も含めて予約に対応できる体制を整える。
- 28 求めに応じて、読書グループや文庫などの団体や施設に対して貸出を行う。

#### (レファレンス・サービス)

- 29 図書館は、住民の日常生活上の疑問に答え、調査研究を援助するためにレファレンス・サービスを行う。
- 30 中央館や大きな地域館には、参考資料室を設ける。他のサービス・ポイントもレファレンス・サービスの窓口を開く。
- 31 レファレンス・サービスは、図書館システム全体で、また相互協力組織を通じてあたるほか、類縁機関、専門機関と連携して行う。
- 32 資料に基づく援助のほか、レファレンス・サービスの制限事項とされることが多い医療・法律相談などや資料提供を越える情報サービスも、専門機関や専門家と連携することによって解決の手がかりを供することができる。

#### (複 写)

- 33 図書館は、資料提供の一環として複写サービスを行う。

#### (集会・行事)

- 34 資料提供の機関である図書館が、住民の自主的な学習活動を援助するために集会機能

をもつことの意義は大きい。自由な談話の場、グループ活動の場と、学習を発展させるための設備、用具を提供する。

- 35 資料提供の機能の展開として、展示、講座、講演会その他の行事を行う。

#### (広 報)

- 36 図書館の役割を住民に周知するため、館報、広報等によって宣伝するとともに、マスコミ等を通じて住民の理解を深めるよう努める。

### 3 図書館資料

- 37 図書、逐次刊行物、視聴覚資料、電子資料などは、人類の知識や想像力の成果を集積したものであり、人びとの生活に欠くことのできない情報伝達の手段である。図書館は、すべての住民の多様な資料要求に応えるため、これらの資料を幅広く、豊富に備える。

図書館は、住民が外部ネットワークの情報資源へ自由にアクセスできる環境を整備する。

- 38 資料構成は、有機的なつながりを持ち、住民のニーズと地域社会の状況を反映したものでなければならない。とくに地域館では、児童用資料を豊富に備える必要がある。

- 39 資料は、図書館の責任において選択され、収集される。

図書館は、資料の収集を組織的、系統的に行うため、その拠りどころとなる収集方針及び選択基準を作成する。これらは、資料収集の面から図書館サービスのあり方を規定するものであり、教育委員会の承認を得ておくことが望ましい。

収集方針及び選択基準は、図書館のあり方について住民の理解を求め、資料構成への住民の参加と協力を得るために公開される。

- 40 住民に適切な判断材料を提供するため、政治的、社会的に対立する意見のある問題については、それぞれの立場の資料を収集するよう努める。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館が支持することを意味するものではない。

- 41 地域館では、住民の身近な図書館として、日常の問題解決に役立つ参考図書、教養書、実用書、読み物など、その地域に適した図書を備える。また地域の事情に応じて外国語図書を収集する。

- 42 図書館は、住民の関心に沿って、幅広く多様な雑誌を選んで備える。また、地域の状況に応じて外国雑誌も備える。

- 43 図書館は、全国紙、地方紙、政党機関紙のほか、それぞれの地域の状況に応じて専門紙を備える。

- 44 図書館は、図書、雑誌、新聞のほか、CD や録音テープなどの音声資料、フィルムやビデオソフトなどの映像資料、CD-ROM などの電子資料や写真、地図などを備える。また、視覚・聴覚障害者のために、点字図書、録音図書、大活字本、字幕付映像資料などの資料の収集にも努める。

- 45 それぞれの地域に関する資料や情報の収集・提供は、図書館が住民に対して負っている責務である。そのため図書館は、設置自治体の刊行物及びその地域に関連のある資料を網羅的に収集するほか、その地域にかかわりのある機関・団体等の刊行物の収集にも努める。また、その地方で刊行される一般の出版物についても収集に努める。

図書館が収集したそれぞれの地域に関する資料・情報については、より有効に活用できるよう、目録やデータベースの作成を行う。

- 46 住民の多様な資料及び情報の要求に応えるためには、公刊される資料の収集だけでは不十分である。図書館は、ファイル資料を編成したり写真資料、録音・録画資料を作成し、図書、小冊子などを出版する。あわせて、資料の電子化をすすめネットワークなどを通じて公開する。さらに、障害者のために、それぞれの必要な資料の製作に努める。
- 47 図書館は、すべての資料が利用者の求めに応じて迅速、的確に提供できるよう、統一的にその組織化を行う。
- 48 図書館は、住民がどのサービス・ポイントからでも、すべての所蔵資料を一元的に検索できるよう目録を整備する。目録は、常に最新の情報が提供できるよう維持されなければならない。
- 49 利用者が直接、自由に求める資料を手にすることができるよう、日常的に利用される資料を中心に、可能な限り多くの資料を開架にする。その排列にあたっては、利用者が資料をみつけやすく、利用しやすいような配慮が必要である。
- 50 図書館は、常に新鮮で適切な資料構成を維持し、充実させるために資料の更新及び除籍を行う。広域的に再利用が見込める資料については、県立図書館等への譲渡によって活用をはかる。

#### **4 相互協力**

- 51 図書館は、住民の要求する資料を必ず提供するために、各市町村の図書館が相互に協力しあうことが必要である。
- 52 相互協力は、資料の相互貸借、複写、レファレンス業務などサービス面で協力するほかに、資料の分担収集、保存及び索引の作成なども共同で行うものである。ときには職員研修、採用試験などにも及ぼすことができる。
- 53 図書館はまた、同じ地域内の他館種の図書館や類縁機関、専門機関と連携して、住民の資料要求に応えるよう努める。

### **第3章 都道府県立図書館**

#### **1 役割と機能**

- 54 都道府県立図書館(以下「県立図書館」という)は、市町村立図書館と同様に住民に直接サービスするとともに、市町村立図書館の求めに応じてそのサービスを支援する。  
大多数の住民にとって、身近にあって利用しやすいのは市町村立図書館である。したがって県立図書館は市町村立図書館への援助を第一義的な機能と受けとめるべきである。  
県立図書館であるということを理由に、全く個人貸出を行わないとか、児童サービスを実施しないということがあってはならない。
- 55 県立図書館が有する資料と機能は、多くの場合、市町村立図書館を通じて住民に提供される。
- 56 市町村立図書館を利用するか、直接に県立図書館を利用するかは、住民各自がそのとき

の事情に応じて選択することであって、住民がいずれの方法をとった場合にも、図書館は十全に対応すべきである。

57 県立図書館と市町村立図書館との関係は、前者が後者を指導するとか調整するという関係ではない。

58 県ないし県教育委員会が図書館振興のための施策を立案する際には、県立図書館は、県内図書館の現状に関する資料及び図書館振興に関する資料を提供し、県としての政策立案に協力する。

59 県立図書館は、県内公立図書館の協議機関に加わり、その活動を援助する。

## **2 市町村立図書館への援助**

60 県立図書館は、市町村立図書館の求めに応じて、資料を貸出す。この場合、原則として要求された資料は、すべて貸出すべきである。

貸出期間は、市町村立図書館の貸出に支障がないように定める。貸出す冊数は無制限とすることが望ましい。

61 求められた資料を県立図書館が所蔵せず、しかも入手不可能な場合は、可能な範囲で所蔵館を調査し、請求館に通知する。

62 小図書館または創立時の図書館に対しては、一括して相当量の図書を貸出す。

63 市町村立図書館において調査不可能な参考質問を、県立図書館は調査し回答する。

64 県立図書館においても調査不可能な参考質問で、他館または類縁機関において回答可能と思われる場合は、その館・機関を紹介する。

65 市町村立図書館の児童サービスの発展のために、県立図書館は、選択のための児童書常設展示、児童サービスに関する情報の収集と伝達などの援助を行う。

66 県立図書館は、県域に関する書誌・索引あるいはデータベースを作成し、利用に供する。

67 市町村立図書館間の相互協力のために、市町村立図書館の求めに応じて、県立図書館はあらゆる援助を行う。

68 県立図書館は資料の提供、市町村立図書館間協力への援助、県内資料の収集、そうして市町村立図書館を知るために、定期的に巡回車を運行する。

69 県立図書館は資料保存の責任を果たすため、市町村立図書館の求めに応じて、それらの館の蔵書の一部を譲り受けて、保存し、提供する。

70 県立図書館は、県の刊行物を市町村立図書館に配布する。

71 県内公立図書館職員の資質・能力向上のため、県立図書館は、研究資料、研修の場を提供し、可能なかぎり経費を負担する。

72 県立図書館は、求めに応じて図書館、読書、郷土研究、その他の全県的な団体の活動を援助する。

## **3 図書館資料**

73 県立図書館は、住民のあらゆる資料要求に応える責任と、市町村立図書館の活動を支える資料センターとしての役割を果たすため、図書、逐次刊行物、電子資料、マイクロ資料、視聴覚資料のほか、障害者用資料など、多様な資料を豊富に収集し、保存する。あわせ



て、住民や市町村立図書館が外部ネットワークの情報資源へ自由にアクセスできる環境を整備する。

- 74 県立図書館の資料は、児童用資料を含み、すべての主題分野を包括するとともに、それぞれの分野では有機的なつながりをもった構成でなければならない。
- 75 県立図書館は、資料の収集を組織的、系統的に行うため、収集方針及び選択基準を作成し、公開する。
- 76 県立図書館は、国内で出版される図書、とりわけ県内の出版物を網羅的に収集するほか、外国で発行される図書についても広く収集に努める。
- 77 県立図書館は、外国で発行のものも含め、あらゆる主題の雑誌を収集する。また、新聞についても、全国紙、地方紙、政党機関紙のほか、専門紙をできるかぎり幅広く収集するとともに、外国の新聞の収集にも努める。  
これら逐次刊行物の保存については、県立図書館はとくに留意する必要がある。
- 78 県立図書館は、その県及び関係機関、団体の発行する資料の収集に責任をもつほか、市町村立図書館の協力を得て、各地の地域資料も収集する。
- 79 県立図書館は、地域の要求に応えるため、ファイル資料、写真資料、録音・録画資料を作成し、図書、小冊子などを出版する。あわせて、資料の電子化をすすめネットワークなどを通じて公開する。さらに、障害者のために、それぞれの必要な資料の製作に努める。
- 80 日々の増加図書を含むすべての所蔵資料の検索を容易にして、その円滑な利用をはかるため、県立図書館は自館所蔵資料のデータベースを作成し、維持する。また、郷土資料目録など必要な総合目録の作成にも努める。
- 81 県立図書館は、所蔵資料の充実に努め、除籍は最小限にとどめる。

#### **4 相互協力**

- 82 県立図書館は、市町村立図書館に充実した援助ができるように、近隣の県立図書館、及び各種図書館・類縁機関と常に連絡を保ち、協力する態勢をつくる。そのために、それらの機関の所蔵資料、保有情報の実態を把握し、協力を得られるよう努める。
- 83 県立図書館は、自館所蔵資料のデータベースを公開するとともに、県内の市町村立図書館や大学図書館等のデータベースとの横断的な検索も容易にできるようにする。
- 84 県立図書館は、関連する近隣地域の情報を提供できるように、近隣の県立図書館及び類縁機関と、それぞれの地域に関する資料及び書誌、索引を交換、収集する。

### **第4章 公立図書館の経営**

#### **1 公立図書館経営の理念**

- 85 公立図書館の経営は、図書館計画に基づき職員、経費、施設の適切な措置の上で、継続的・安定的になされる必要がある。

運営においては、不断に計画・評価を組み込んで、地域住民の要求に応える体制を維持しなければならない。

#### **2 職員**

- 86 公立図書館の職員は、住民の知る自由を保障し、資料と人とを結びつける使命を自覚し、住民の資料に対する要求に応え、資料要求を拡大するために、最善の努力をはらう。
- 87 職員は、図書館運営に参画し、自由に意見を述べるよう努める。館長は、職員のさまざまな意見・発想をまとめ、館運営に生かすよう努めなければならない。
- 88 専門的な資質・能力をもった専門職員が中心となって運営することによって、図書館は住民の生活に不可欠な施設となることができる。
- 図書館を設置する自治体は、司書(司書補)を専門職種として制度化すべきである。その内容は次のとおりである。
- 1 司書(司書補)資格をもつ者を、公開公募の試験によって採用する。
  - 2 専門職員は、本人の希望または同意によるほかは、他職種へ異動されない。
  - 3 専門職員には、昇任の機会が適正に与えられる。
- 89 館長は、公立図書館の基本的任務を自覚し、住民へのサービスを身をもって示し、職員の意見をくみあげるとともに、職員を指導してその資質・能力・モラルの向上に努める。このため、館長は専任の経験豊かな専門職でなければならない。
- 90 図書館の専門職員となろうとするもののため、資格取得に多様な道が開かれていることが望ましい。
- 91 図書館職員としての能力を高めるため、すべての職員に研修の機会が与えられる。とくに専門職員は自ら学習に努め、基礎的教養と専門的技量を高める努力を怠ってはならない。
- 館長は研修・学習のための便宜をはかり、各専門団体の行う研究会等への職員の参加を奨励する。
- 92 夜間開館や祝日開館への住民の要求が強くなってきている。これに応えるためには、開館時間内でのサービスに格差が生じないように、職員体制の整備が必要である。

### 3 経 費

- 93 公立図書館の予算は、その果たすべき任務に比して、一般にあまりにも過少である。予算の拡大充実が住民の要求と支持、それを背景にした図書館の強い確信と実践によって達せられる。
- 94 公立図書館は、住民の納める税によって維持される。したがって図書館の予算は最大限に効果をあげるよう編成されるべきである。
- 95 過少な経費は、住民に失望感を与える図書館をつくり、結果として無駄となる。一定水準以上のサービスを維持するに足る経費を予算化することによって、住民に役立つ図書館とすることができる。
- 96 委託などによって、予算額が縮小し、節約されたかのようにみえる場合がある。しかし現実にはサービスの遅れや質の低下が現れたりする例が多い。予算の効率は、住民サービスの質と量を基準に測るべきであり、最終的には住民の評価がその適否を決定する。

### 4 施 設

- 97 図書館建築には、図書館側の構想が反映されていなければならない。そのためには、住

民の意向もとりにれた図書館建築計画書を設計者に提示することが不可欠である。

- 98 図書館は、単独施設であることが望ましい。立地条件・地理的事情や運営方法により複合施設となる場合は、図書館の理念及び運営方針を設計に反映させ、図書館施設としての機能を損なわないよう、また、独立して管理・運営ができるようにしなければならない。
- 99 図書館は住民の生活動線上にあり、立地条件のよいことが重要である。建物は明るく、親しみやすく、利用者が気軽に使える施設でなければならない。
- 100 館内は、利用者にとってわかりやすい構成であり、図書館員にとっても働きやすい施設でなければならない。また、館内全体にわたって障害者が利用できる施設にすべきである。

## 第5章 都道府県の図書館振興策

- 101 すべての市町村に、計画性に裏づけられた公立図書館サービスの実態をつくりだすことは、それぞれの自治体の責任であり、広域自治体である都道府県及び都道府県教育委員会(以下「県」という)は、すべての県民が十分な図書館サービスを享受できるよう、その振興をはかる責務を負っている。
- 102 県は、県下の図書館振興をはかる行政の所管を明確にし、施策にあたっては県立図書館との連絡を密にし、県図書館協会などの協力を得る。
- 103 県は、県下すべての市町村に図書館が設置され、そのサービスが一定の水準以上に達するよう助成する県としての図書館振興策を策定する。  
振興策の策定にあたっては、県下の図書館専門職員、専門家、市町村関係者の協力を得るとともに、住民の意思を反映したものとなるよう努める。
- 104 県が策定する図書館振興策には、おおむね次のような内容が考えられる。
  - 1 市町村における図書館サービスの望ましい目標の設定。
  - 2 市町村に対する図書館施設(移動図書館を含む)整備補助制度の設定。その実施にあたっては、図書館法に基づく国の基準や県が独自に定める一定の要件を満たしていることを条件として、補助を行う。
  - 3 市町村立図書館の活動が一定の水準以上を達成できるための資料購入費補助制度の設定。
  - 4 市町村立図書館の活動の充実に役立つ設備・機器等の購入の助成。
  - 5 県下公立図書館職員の研修と交流の機会の設定とそれに要する経費助成。
  - 6 県民に対する図書館に関する情報・資料の提供。
  - 7 公立図書館未設置自治体に対する啓蒙、情報・資料の提供。
  - 8 市町村立図書館の活動を援助するための県立図書館の整備・充実。
- 105 県下の図書館振興のために県立図書館は、第3章第2節に掲げる援助を行うとともに、図書館についての情報・資料を県民、市町村及び市町村立図書館に提供する。
- 106 未設置自治体、とりわけ設置率が低位にとどまる町村に対して県立図書館は、図書館設置を促すような計画的働きかけを行う。未設置自治体の住民を対象とする補完的サービスを行う場合は、それが県の振興策の一環としての位置づけをもち、市町村独自の図書館

サービスの始動によい刺激となるようなものでなければならない。

### 図書館システム整備のための数値基準

公立図書館の数値目標について、旧版までは一委員の試案というかたちで掲載してきた。この間、日本図書館協会では「図書館による町村ルネサンス Lプラン 21」(日本図書館協会町村図書館活動推進委員会著 2001)を発表し、そこで公立図書館の設置と運営に関する数値基準を提案した。これは「日本の図書館 1999」をもとに、全国の市町村(政令指定都市及び特別区を除く)の公立図書館のうち、人口一人当たりの「資料貸出」点数の多い上位 10%の図書館の平均値を算出し、それを人口段階ごとの基準値として整理した上で提案されたものである。

そこで今回の改訂にあたっては、「Lプラン 21」の数値基準を改訂するかたちで、「日本の図書館 2003」によって新たに平均値を算出し、これをもとにした「数値基準」として提案することとする。

「目標値」としてではなく、達成すべき「基準値」としたのは、ここに掲げられた数値がそれぞれの人口段階の自治体において、すでに達成されたものであるからである。少なくとも図書館設置自治体のうち、10%の自治体にあつては住民がこの水準の図書館サービスを日常的に受けているのであり、住民にとって公立図書館サービスが原則的には選択不可能なサービスであることから、ここで提案する数値はそれぞれの自治体において早急に達成されるべきものであると考えている。

なお、ここに掲げた「数値基準」は「日本の図書館 2003」に基づくものであり、今後は最新版の「日本の図書館」によって算出された数値を基準にするものとする。

#### ■ システムとしての図書館

ここで掲げている数値は自治体における図書館システム全体を対象としたものである。自治体の人口規模や面積、人口密度等に応じて地域館や移動図書館を設置運営し、図書館システムとしての整備を進めていくことが必要である。

#### ■ 図書館の最低規模は、蔵書 50,000 冊

図書館が本文書で掲げるような図書館として機能し得るためには、蔵書が 5 万冊、専任職員数 3 名が最低限の要件となる。このとき、図書館の規模としては 800 m<sup>2</sup>が最低限必要となる。これは地域館を設置する場合においても最低限の要件である(末尾に添付の資料参照)。

#### [延床面積]

- 人口 6,900 人未満 1,080 m<sup>2</sup>を最低とし、
- 人口 18,100 人までは 1 人につき 0.05 m<sup>2</sup>
- 人口 46,300 人までは 1 人につき 0.05 m<sup>2</sup>
- 人口 152,200 人までは 1 人につき 0.03 m<sup>2</sup>
- 人口 379,800 人までは 1 人につき 0.02 m<sup>2</sup>を加算する。

[蔵書冊数]

人口 6,900 人 未満 67,270 冊を最低とし,  
人口 18,100 人 までは 1 人につき 3.6 冊  
人口 46,300 人 までは 1 人につき 4.8 冊  
人口 152,200 人 までは 1 人につき 3.9 冊  
人口 379,800 人 までは 1 人につき 1.8 冊を加算する。

[開架冊数]

人口 6,900 人 未満 48,906 冊を最低とし,  
人口 18,100 人 までは 1 人につき 2.69 冊  
人口 46,300 人 までは 1 人につき 2.51 冊  
人口 152,200 人 までは 1 人につき 1.67 冊  
人口 379,800 人 までは 1 人につき 1.68 冊を加算する。

[資料費]

人口 6,900 人 未満 1,000 万円を最低とし,  
人口 18,100 人 までは 1 人につき 796 円  
人口 46,300 人 までは 1 人につき 442 円  
人口 152,200 人 までは 1 人につき 466 円  
人口 379,800 人 までは 1 人につき 229 円を加算する。

[年間増加冊数]

人口 6,900 人 未満 5,574 冊を最低とし,  
人口 18,100 人 までは 1 人につき 0.32 冊  
人口 46,300 人 までは 1 人につき 0.30 冊  
人口 152,200 人 までは 1 人につき 0.24 冊  
人口 379,800 人 までは 1 人につき 0.17 冊を加算する。

[職員数]

人口 6,900 人 未満 6 人を最低とし,  
人口 18,100 人 までは 100 人につき 0.025 人  
人口 46,300 人 までは 100 人につき 0.043 人  
人口 152,200 人 までは 100 人につき 0.041 人  
人口 379,800 人 までは 100 人につき 0.027 人を加算する。

■ 基準値の算出例

たとえば人口 50,000 人の自治体の場合, 必要な延床面積の算出は, 下記の計算により,  
3,161 m<sup>2</sup>となる。

$$1,080 + ((18,100 - 6,900) \times 0.05) + ((46,300 - 18,100) \times 0.05) + ((50,000 - 46,300) \times 0.03) = 1,080 + 560 + 1,410 + 111 = 3,161$$

1989 年 1 月 確定公表 2004 年 3 月 改訂  
日本図書館協会図書館政策特別委員会